

駿河台大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年11月26日制定

この行動規範は、駿河台大学公的研究費の管理及び研究活動に関する規程第2条において定義する公的研究費を使用する上での本学の教職員としての取組の指針を明らかにするものである。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うものとする。
3. 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
4. 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
5. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画を踏まえて行動する。

この行動規範の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。